

資料2 行政対応の課題点

3-1 政府全体の体制

【核・放射線】

- 核・放射線テロで国民保護法適応前（緊急対処事態としての認定前）に対応する際に根拠となる法律が不明確

3-2 厚生労働省の体制

3-2-3 内部での情報集約

【総論】

- 関係部局における連絡網に基づいた通信訓練の実施状況の確認
- 関係部局における非常用通信機器の確保状況の確認
（災害時優先電話、衛星携帯電話、中央防災無線等）
- 関係部局における非常用通信機器の使用可能環境の確認
（通常の執務室内及び屋外（外出先）での使用可否）
- 地方自治体との連絡体制の構築状況の確認
（24時間対応可否、通常回線が使用不可の場合の連絡可否）
- 緊急事態発生時の報告様式等の策定状況の確認

3-2-4 外部への情報発信

【総論】

- リスクコミュニケーションの実施方法及び担当者が不明確
→天然痘対応指針のみ、パニック対応も含め、適切な広報・情報提供のための事前準備の必要性について記載あり

4-1 検知

【核・放射線】

- 原子力発電所へのテロ・武力攻撃以外の、核・放射線テロに対する原子力規制庁との連携による検知実施可否（専門機関からの専門家の派遣等）

4-2 医療対応

4-2-1 対応人材

【総論】

- 厚生労働省国民保護計画等に記載のある、救急医療派遣チームの定義が不明確

【総論・各論】

- CBRNE テロでの医療対応を行う人材育成の実施状況の確認

- 総論：厚生労働省国民保護計画に「医療関係者等への武力攻撃災害時（NBC 災害含む）の対応に関する教育を実施」と記載あり。NBC 災害・テロ対策研修事業（医政局）等により対応。
- 各論：
 - ◇ 化学：行政文書上の明文化なし。
 - ◇ 生物：厚生労働省国民保護計画に「健康局による教育研究の推進」との記載があるが、実際の研修実施状況等は不明。但し、感染症危機管理専門家(IDES)養成プログラムがあるため、本プログラムでの人材により生物テロに対しても一定の対応できる可能性はあり。
 - ◇ 核・放射線：行政文書上、テロ対応としての明文化なし。
(原子力災害医療派遣チーム研修での読み替え可否の確認が必要)
 - ◇ 爆発：行政文書上の明文化はされていないが、外傷外科医養成事業（医政局）により対応。
- CBRNE テロでの公衆衛生対応を行う人材育成の実施状況の確認：

厚生労働省国民保護計画に「保健所、地方衛生研究所の職員に対してNBC 攻撃による災害に係る研修の推進」との記載があるが、実際の研修実施状況などは不明。

4-2-2 必要資機材

【総論】

- テロ対応医薬品（国家備蓄）の具体的な備蓄量・種類が不明確（各自治体・医療機関が自己準備する上で必要）
- テロ対応医薬品（国家備蓄）の具体的な配送方法が不明確（各自治体・医療機関が提供依頼する上で必要）
 - 化学のみ、大規模イベント時の対応について事務連絡発出あり
- テロ対応医薬品（流通在庫）の具体的な配送方法が不明確（各自治体・医療機関が提供依頼する上で必要）
- 各自治体・医療機関でのテロ対応医薬品の備蓄状況の把握が不十分
 - 化学テロ対応医薬品の医療機関在庫は、厚労科研で一部調査実績あり
- 医療機関における機材整備状況（医薬品以外）の把握状況が不明確
 - 一部資機材については、厚労科研で調査実績あり
- 国内未承認薬（海外での承認済み）の国家備蓄の実施可否の確認
- 既存承認薬（適応外）の適応外使用・特例承認・臨床研究等による使用方法の確認

【核・放射線】

- 行政文書上では、キレート剤の備蓄は明文化なし
- ヨウ素剤・キレート剤の備蓄・配送の所管省庁・協力が不明確（原子力規制庁の協力可否含む）

4-2-3 対応可能と考えられる医療機関

【化学・爆発】

- 災害拠点病院・救命救急センターにて受入可能と思われるが、行政文書上の受入指定の仕組みはない

【生物】

- 感染症法に基づいた感染症指定医療機関にて受入可能と考えられるが、生物テロでの受入を規定している訳ではない

【核・放射線】

- 原子力災害対策指針に基づいた高度被ばく医療支援センター・原子力災害拠点病院等にて受入可能と考えられるが、核・放射線テロでの受入を規定している訳ではない
- 上記医療機関のない都道府県だった場合の受入先調整方法が不明確（原子力規制庁との連携可否含む）

4-2-4 搬送

【生物】

- 保健所と消防機関との感染症患者搬送についての事前協定の締結状況の確認
- 保健所と消防機関との事前協定があった場合の、エボラ出血熱以外の感染症患者の搬送可否

【核・放射線】

- 消防機関による核・放射線テロ患者の搬送可否（原子力災害時の関係機関による患者搬送支援については、原子力災害対策マニュアルにて記載あり）

4-3 疫学調査

【核・放射線】

- 放射線内部被ばく患者の疫学調査体制の確認（所管省庁・実施者など）
→ 現行の行政文書では、疫学調査は生物のみ対応方法が示されている